山口県	下関市	蓋井島
		六連島
	防府市	野島
	岩国市	黒島
		端島
		柱島
	光市	牛島
	柳井市	平郡島
	周南市	大津島
	熊毛郡田布施町	馬島
	熊毛郡平生町	佐合島
徳島県	阿南市	伊島
香川県	高松市	男木島
		女木島
	丸亀市	牛島
		小手島
		手島
		広島
		本島
	坂出市	岩黒島
		小与島
		櫃石島
		与島
	観音寺市	伊吹島
	三豊市	粟島
		志々島
	仲多度郡多度津町	佐柳島
		高見島
愛媛県	松山市	釣島
		安居島
	今治市	馬島
		小島
		来島
		比岐島
	新居浜市	大島
高知県	宿毛市	鵜来島
		沖の島
福岡県	北九州市	藍島
		馬島
	福岡市	玄界島
	宗像市	地島
	糸島市	姫島
	糟屋郡新宮町	相島
佐賀県	唐津市	神集島
		高島
長崎県	佐世保市	黒島
		高島
宮崎県	延岡市	島野浦島
	日南市	大島
鹿児島県	出水市	桂島

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　租税特別措置法施行令第六条の三第五項第三号及び第二十八条の九第五項第三号に規定する過疎地域に類する地区を指定する件（平成十九年総務省・農林水産省・国土交通省告示第四号）は、廃止する。

○財務省告示第二百十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四の二第一項から第四項まで及び第二十七条の五の二第一項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を次のように指定し、公布の日から適用する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

（新エネルギー利用設備等）

一　租税特別措置法（以下「法」という。）第十条の二の三第一項第一号イ及び第四十二条の五の二第一項第一号イの規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二第一号又は第四号（同条第一号に係る部分に限る。）に掲げる要件を満たす機械その他の減価償却資産のうち別表一に掲げるもの

（二酸化炭素排出抑制設備等）

二　法第十条の二の三第一項第一号ロ及び第四十二条の五の二第一項第一号ロの規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令第三条の二第二号、第三号又は第四号（同条第二号又は第三号に係る部分に限る。）に掲げる要件を満たす機械その他の減価償却資産のうち別表二に掲げるもの